

お知らせ

[泉大津市役所]

電話番号 0725-33-1131

ご逝去を心からお悔やみ申し上げます。
 このたび、かけがえのないご親族がお亡くなりになり、大変お悲しみのこととお察し申し上げます。
 ご葬儀がお済みになっても、当分の間はお取り込みのことと存じますが念のため、今後の市役所等
 公的機関での諸手続きについてお知らせいたします。

必要な諸手続き		持参(必要と)するもの	申請窓口 ○印は窓口番号
種別	資格要件等		
葬祭費【5万円】 (国民健康保険)	国民健康保険の加入者が 死亡のとき・・・喪主の方に支給(振込)	被保険者証・印鑑 葬儀の領収書 振込先口座のわかるもの	保険年金課 ⑥
葬祭費【5万円】 (後期高齢者医療保険)	後期高齢者医療保険の加入者が 死亡のとき・・・喪主の方に支給(振込)	被保険者証・印鑑 葬儀の領収書 振込先口座のわかるもの	
特別障がい者手当・障がい児福祉手当・老人医療・ 重度障がい者医療	左記の受給に該当すると思われる方	詳しくは、障がい福祉課へ	障がい福祉課 ⑩
身体障がい者手帳・療育 手帳・精神障がい者保健 福祉手帳	親族	各手帳・印鑑	
介護保険被保険者 資格の喪失届	65歳以上の方(40歳以上65歳未満 の方で介護保険の申請をされた方 を含む)の親族	介護保険の被保険者証 印鑑	高齢介護課 ⑨
児童手当・児童扶養手 当・特別児童扶養手当・ 子ども・ひとり親医療証	左記の受給に該当すると思われる方	詳しくは、子育て応援課へ	子育て応援課 ③
保育所	入所児童と同居の祖父母・保護者が死亡 のとき・・・保育料が変更となる場合がある	(死亡日から15日以内に届出が 必要です)	こども育成課 ②
汲取家庭の減員届 (浄化槽 公共下水道は除く)	同居の親族	なし	環境課 ⑳ (市役所2階)
墓地永代使用权の 承継届	民法に規定する親族で墓地使用权を 承継する者	承継申請書・戸籍(除籍) 謄本・印鑑証明・同意書 墓地使用許可証	市民課 ④
埋葬届又は 墓石等の建立届	焼骨を埋葬したり、墓石・墓標を建立 するとき・・・名義人が死亡したときは先 に上記の承継を行う	碑石、形像類設置申請書 埋葬届・死体火葬許可証 印鑑・墓地使用許可証	ただし、春日墓地・公園 墓地以外は、その墓地の 管理者にお尋ねください
税金に関すること	固定資産税、軽自動車税の名義人が 死亡したとき	詳しくは、税務課へ	税務課 ⑤
水道使用者名義の 変更届	水道名義人が死亡したとき	なし	水道課 ㉔ (市役所2階)
入居承継承認申請 異動届 返還届	市営住宅入居名義人または同居人が 死亡したとき	種別によって持参する ものが異なります。	建築住宅課 ㉓ (市役所2階)
農地を相続したときは	農地の名義人が死亡したときは 農業委員会にお越しください。	なし(必要書類等は農業 委員会でお渡します。)	農業委員会事務局 (市役所3階)

裏面につづく

年金に関する手続き

対象となる人	届 出 先	持参(必要と)するもの
国民年金・厚生年金に加入していたが何も受け取ることなく死亡した人	日本年金機構 堺西年金事務所 または市役所 保険年金課 ⑥ ※請求する年金の種類により届出先が変わります。	年金手帳(基礎年金番号のわかるもの)を用意のうえ、日本年金機構または年金ダイヤル(0570-05-1165)にお問合せください。
国民年金・厚生年金を受け取っていた人	日本年金機構 堺西年金事務所 堺市西区浜寺石津町西4丁2番18号 電話番号 : 072-243-7900 ※ 下記の方は市役所で受付できます。 老齢基礎年金または障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金だけを受け取っていた方。	必要な手続の種類や必要書類の詳細については、日本年金機構か年金ダイヤル(0570-05-1165)にお問合せください。(共済年金や年金基金などを受け取っていた方は、それぞれの年金支給先にお尋ねください。)

法定相続情報証明制度をご利用下さい。 大阪法務局 岸和田支局 072-438-6501
岸和田市上野町24番10号

不動産をお持ちの方は相続登記をお忘れなく！(法定相続人が死亡し、二次相続が発生した場合に複雑となり、手続きの膨大な時間と費用がかかってしまうなどの問題が発生する前に相談を。)

死亡届の写しをご請求の方へ

死亡届を泉大津市に提出いただいた方は、市民課で戸籍記載事項証明書(死亡届の写し)を請求することができます。

ただし、請求目的が下記【使用目的】の2つの場合に限定されており、発行できる枚数は2通までです。

※届出から一定期間を経過したものは、大阪法務局岸和田支局の発行となりますので、市役所で発行が可能か事前に市民課までお問い合わせください。

【請求できる人】 利害関係人。相続人以外からの請求の場合、委任状が必要です。

【使用目的】 ※原則として、下記以外の使用目的では発行できません。

- ・厚生年金、共済年金などの請求
- ・簡易保険(郵便局民営化前の契約で、証書の額面の合計が100万円を超えるもの)の請求

【手数料】 届書の記載事項証明書 1通350円

【持参するもの】 請求者の本人確認ができるもの

※運転免許証・写真つき住民基本台帳カードなど、官公庁発行の顔写真つきの証明書。

保険証など写真つきでない証明書の場合、お名前の確認できるもの(通帳等)がもう一点必要です。

簡易保険にご使用の場合、簡易保険証書をお持ちください。

戸籍謄本をご請求の方へ

死亡届の提出後、死亡の記載のある戸籍謄本の即日発行はできません。
戸籍謄本を請求される前に本籍地市町村にお問い合わせ下さい。

環境課からのお知らせ

不用品(廃棄物)は、市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者しか収集できません。
遺品をまとめて廃棄する場合は、許可を受けた業者に収集を依頼してください。
詳しいことは、環境課までお問い合わせください。